

# 松戸歯学部課程及び履修方法

- 1 課程の概要
- 2 履修方法
- 3 単位の基準
- 4 授業
- 5 成績評価方法について
- 6 進級及び卒業
- 7 留年
- 8 卒業要件
- 9 在学期間の制限
- 10 講義等における写真・動画撮影  
及び録音等について
- 11 各学年修得する単位数
- 12 教育課程表
- 13 履修系統図

# 松戸歯学部課程及び履修方法

## 1 課程の概要

本学部の歯科医学教育は、日本大学学則第1節で定められている「目的及び使命」の他、日本国民の歯科医療及び保健指導をつかさどり、公衆衛生の向上、増進に寄与するにふさわしい歯科医師を養成する目的をもっている。

目的を達成するために次に分類される学科目をおいている。

- ① 全学共通教育科目、② 教養科目、③ 外国語科目、
- ④ 保健体育科目、⑤ 準備教育科目、
- ⑥ 専門科目（医療行動科学領域、基礎歯科医学領域、社会歯科医学領域、  
臨床歯科医学領域、総合医学領域、総合歯科医学領域、臨床実習領域）

各学科目の学年配当は、「教育課程表」並びに「履修系統図」を参照すること。

## 2 履修方法

### ① 全学共通教育科目及び教養科目

(1) 1年次に履修すること。

(2) 「自主創造の基礎1」、「自主創造の基礎2」、「日本を考える」、「世界を考える」は必修科目とする。

その他の科目については、2科目4単位以上を履修すること。

(3) 選択科目は前学期及び後学期の指定日時までに履修登録をすること。

(4) 一度登録した履修登録を取消す場合は、授業開始後1か月以内に「登録抹消届」を教務課に届け出ること。登録抹消後に再度履修登録をすることは出来ないので注意すること。

### ② 必修科目

各学年に配当された学科目をすべて履修すること。

## 3 単位の基準

各学科目に対する課程を修了した者には、次の基準により当該学科目について所定の単位が与えられる。

1単位は、45時間の学修を必要とする内容で構成されており、次の基準で行われる授業の他、45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修が必要である。

- ①講義・演習 15時間から30時間までの授業（週あたり1時間から2時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。
- ②実験・実習 30時間から45時間までの授業（週あたり2時間から3時間）及び45時間から当該授業の時間数を減じた時間の授業時間外の学修をもって1単位。

※①～②の授業科目の組合せによって構成される学科目もある。

#### 4 授業

- ① 授業は、課された全ての時間に出席することを原則とする。
- ② 正当な理由（「忌引き」、「公用欠席」、「病気」、その他やむを得ない理由）により欠席する（した）場合は、欠席事由解消後1週間以内に、当該学科目担当者に、理由を証明するに足りる詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等、病気の場合：医師の診断書、交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添えて「欠席届」を提出すること。
- ③ 欠席事由が「忌引き」及び「公用欠席」の場合のみ、出席として取扱う。
- ④ 患者の個人情報保護、使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から、写真・動画撮影及び録音等は原則禁止とする。  
ただし、担当教員から写真・動画撮影及び録音等を指示された場合は、この限りではない。自修に必要な資料がある場合は、必ず担当教員に申し出ること。

#### 5 成績評価方法について

① 「歯科医学総合講義」

定期試験または追・再試験の結果を主とし、シラバス等に定める方法により採点される。

当該学年に配置された全学科目のうち、授業時間数の1/5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は、成績評価が59点以下であった場合、再試験の受験資格は与えられない。

(1) 定期試験

ア 各学年の授業期間終了後に一定期間を定めて実施する。

イ 本学部が指定した義務（各学期の学納金の納付、各年度初めの定期健康診断の受診等）を完遂していないと受験できない。

ウ 合格基準はシラバス等に別に定める。

## (2) 追試験

- ア 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- イ 受験対象者は、正当な理由（病気その他やむを得ない理由）により定期試験を受験できなかったと学部に認められた者とする。
- ウ 成績評価は0～79点とする。（79点を超す場合であっても79点とする）
- エ 追試験の受験を希望する者は、定期試験終了後1週間以内に正当な理由を証明するに足りる詳細な書類（忌引きの場合：会葬礼状等，病気の場合：医師の診断書，交通事故の場合：警察の事故証明書等）を添付し「定期試験欠席理由書」及び「追試験受験願」を教務課に提出すること。受験資格の有無は審議の上，決定される。
- オ 原則として，追試験は，定期試験の追試験及び定期試験の再試験において実施しない。

## (3) 再試験

- ア 学部が必要と認めたときに限り実施する。
- イ 受験対象者は，定期試験の成績評価が合格基準に満たない者とする。ただし，当該学年に配置された全学科目のうち，授業時間数の1／5以上を欠席した科目が1科目以上ある者は，再試験を受ける資格が与えられない。
- ウ 成績評価は0～60点とする。（60点を超す場合であっても60点とする）
- エ 再試験受験料は1,000円とする。（「歯科医学総合講義4」については共用試験（CBT及びOSCE）を充てるため，医療系大学間共用試験実施評価機構が指定する額を受験者が負担する。）
- オ 対象者は，掲示をもって指示された日時，方法により受験すること。

## (4) 定期試験，追試験及び再試験受験上の注意

- ア 受験資格を有する者のみが受験することができる。
- イ 試験場においては，試験監督者の指示に従うこと。
- ウ 学生証は受験中机上等試験監督者が見やすい場所に提示しておくこと。  
万一所持していない場合には，教務課で仮受験票の交付を受けること。
- エ 試験開始後20分以上遅刻した者は，原則として受験できない。
- オ 受験者は，試験開始後20分間は退場できない。
- カ 試験中，他人との物品の貸借は認めない。
- キ 試験中の私語は認めない。
- ク 不正行為を行った者は，学則により厳重に処分する。

## (5) 不正行為と認められる行為があった場合の処分

本学部は，不正行為と認められる行為があった場合，理由を問わず日本大学学則第76条・77条に従い，懲戒（退学・停学・訓告の3種）を行う。

試験等における不正行為等により懲戒処分を受けた学生は，その懲戒の種類にかかわらず，原則として当該学期に履修しているすべての科目（実験・実習・実技・

ゼミナールを除く)の成績が無効となる。

また、懲戒処分が決定次第、学内に当該学生の所属、学年、学生番号、氏名、処分理由・内容等を掲示するとともに、学生本人及び保証人宛通知する。

② 「歯科医学総合講義」以外の学科目

(1) 定期試験によらず、平常試験及び実習評価等を主として、学業成績を査定する。平常試験は、定期試験期間以外の授業時間等に実施する。また、その日程等は、シラバス等により指示する。

(2) 学科目により、平常試験の追試験及び再試験を実施する場合がある。その場合の実施方法については歯科医学総合講義定期試験に準ずるが、以下の点が異なる。  
ア 追試験及び再試験について、試験実施の有無及び成績評価方法は各学科目担当者の判断による。

イ 追試験について、平常試験欠席の正当な理由を証明するに足りる詳細な書類は当該学科目担当者に提出すること。

ウ 再試験について、受験料1,000円は徴収しない。

## 6 進級及び卒業

下記①～④の全ての条件を満たすこと。

① 全学共通教育科目（1年次のみ）

「自主創造の基礎1」、「自主創造の基礎2」、「日本を考える」は必修科目とする。

② 教養科目（1年次のみ）

選択科目は2科目4単位以上修得すること。

③ 「歯科医学総合講義」（1～6年次）

当該学年に配置の「歯科医学総合講義1～6」の各合格基準を満たしていること。  
(各合格基準についてはシラバス等に別に定める)

④ 必修科目

次のすべての条件を満たすこと。

(1) 当該学年における「全学科目平均点」が60点以上であること。

「全学科目平均点」 小数第1位を四捨五入	=	$\frac{\text{(各学科目評価点} \times \text{単位数) の全履修学科目の総和}}{\text{全履修学科目の単位数の総和}}$
-------------------------	---	--

※「自主創造の基礎1」、「自主創造の基礎2」、「日本を考える」、「世界を考える」、「歯科医学総合講義1～6」選択必修科目は全学科目平均点の対象科目から除く。

(2) 当該学年で履修した学科目のうち、合格した学科目数が全学科目数の2/3以上であること。ただし、5年次及び6年次は全学科目を合格しなければならない。

(3) 当該学年で履修した学科目の内に、最終評価点が30点未満のものがないこと。

## 7 留年

- ① 上記「6 進級及び卒業」の要件を満たさない場合には留年とする。
- ② 留年した場合には、原級学年に配置されている全学科目を再履修しなければならない。ただし、1年次配置の「選択必修科目」については未履修の学科目を履修しても良い。

## 8 卒業要件

6年次までに課せられた全学科目に合格し、総計196単位以上を修得すること。  
なお、卒業者には、「学士（歯学）」の学位が授与される。

## 9 在学期間の制限

- ① 同一学年に3年間を超えて在学することはできない。ただし、6年次生は適用外とする。
- ② 各学年を通算して12年間を超えて在学することはできない。
- ③ 上記①、②の制限には休学期間を含める。

## 10 講義等における写真・動画撮影及び録音等について

患者の個人情報保護、使用教材に関する著作権の保護または周囲の履修学生の学修への影響などの観点から、写真・動画撮影及び録音等は原則禁止とする。

ただし、担当教員から写真・動画撮影及び録音等を指示された場合は、この限りではない。自修に必要な資料がある場合は、必ず担当教員に申し出ること。

以 上

各学年修得する単位数

1年次	※36単位
2年次	37単位
3年次	38単位
4年次	40単位
5年次	21単位
6年次	25単位
合計	197単位

※1年次選択必修科目を4単位修得した場合。

## 【教育課程表】

### 1 全学共通教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
自主創造の基礎 1	2	*					
自主創造の基礎 2	2	*					
日本を考える	2	*					

### 2 教養科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
世界を考える	2	*					
*ドイツ文学	2	*					
*美学	2	*					
*心理学	2	*					
*人類学	2	*					
*法学	2	*					
*科学哲学	2	*					
*スポーツの生理学・心理学	2	*					
*生命の文化誌	2	*					
*多様性文化論	2	*					

\*選択必修科目

### 3 外国語科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
英語 1	3	*					
英語 2	1		*				
英語 3	1			*			
英語 4	1				*		

### 4 保健体育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
保健体育	2	*					

### 5 準備教育科目

学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
○物理学	4	*					
○生命科学	6	*					
数学	3	*					



## 6 専門科目

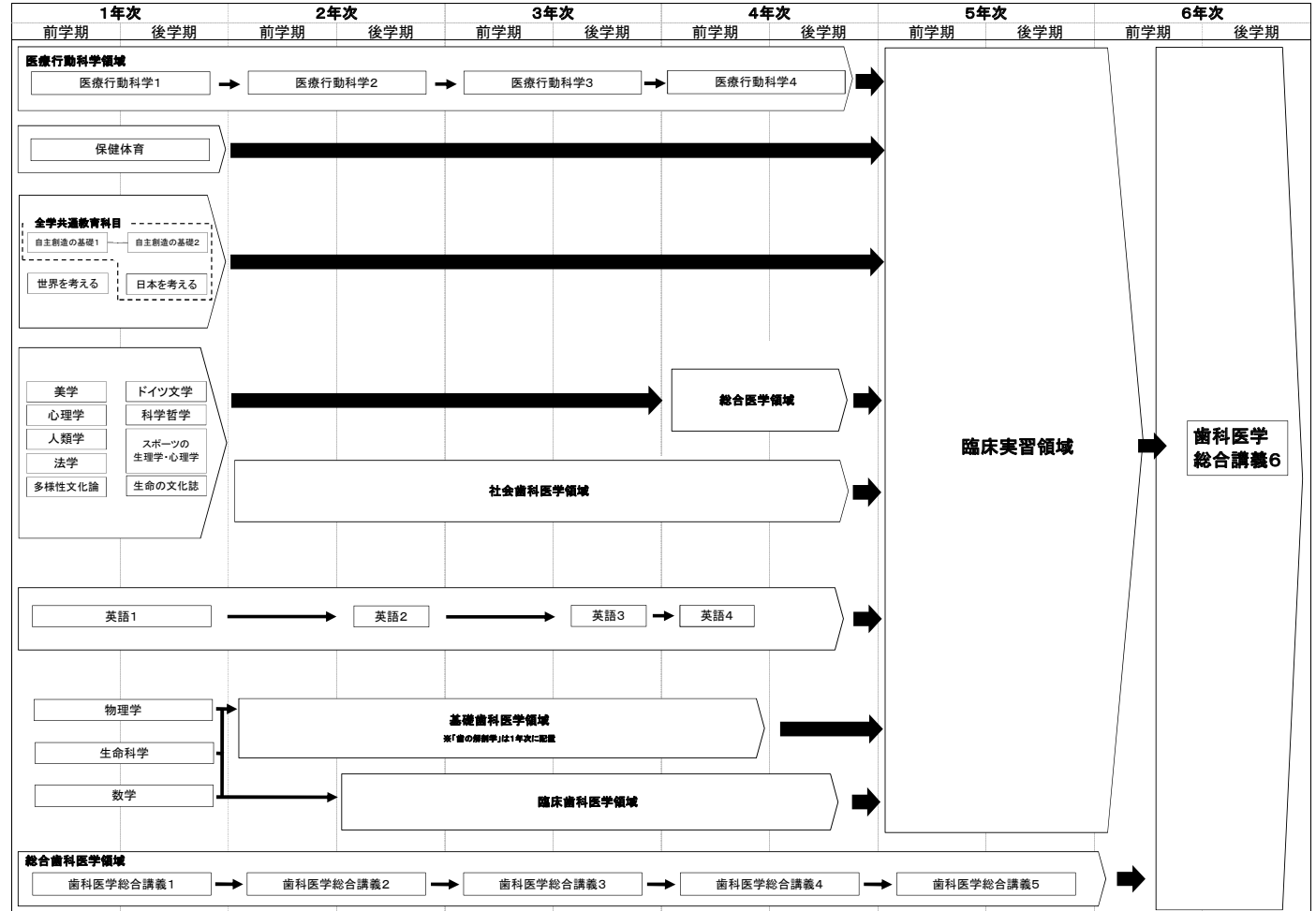
学則科目名	単位	1年	2年	3年	4年	5年	6年
医療行動科学領域							
医療行動科学 1	2	*					
医療行動科学 2	2		*				
医療行動科学 3	2			*			
医療行動科学 4	2				*		
基礎歯科医学領域							
○解剖学	7		*				
○歯の解剖学	2	*	*1				
○組織・発生学	6		*				
○生理学	5		*				
○生化学	4		*				
薬理学 1	1		*				
○薬理学 2	3			*			
○微生物・免疫学	4		*				
○病理学	2			*			
○口腔病理学	3			*			
○歯科材料学 1	3		*				
歯科材料学 2	1			*			
社会歯科医学領域							
衛生・公衆衛生学	1		*				
社会歯科学	1				*		
医療統計学	1		*				
○口腔衛生学	3			*			
臨床歯科医学領域							
栄養学	1				*		
○放射線学	4			*			
○歯科保存学 1	7			*			
○歯科保存学 2	6				*		
○歯科補綴学 1	10			*			
○歯科補綴学 2	4				*		
口腔顎顔面外科学	4				*		
○歯科麻酔学	2				*		
○小児歯科学	4				*		
○歯科矯正学	3				*		
障害者歯科学	1				*		
高齢者歯科学	1				*		
総合医学領域							
総合医学	5				*		
歯科医学総合講義領域							
歯科医学総合講義 1	2	*					
歯科医学総合講義 2	2		*				
歯科医学総合講義 3	2			*			
歯科医学総合講義 4	6				*		
歯科医学総合講義 5	6					*	
歯科医学総合講義 6	22						*
臨床実習領域							
臨床実習	15					*	
課題別臨床実習	3						*

\*1 2年次編入学生のみ

○印は実習を含む学科目

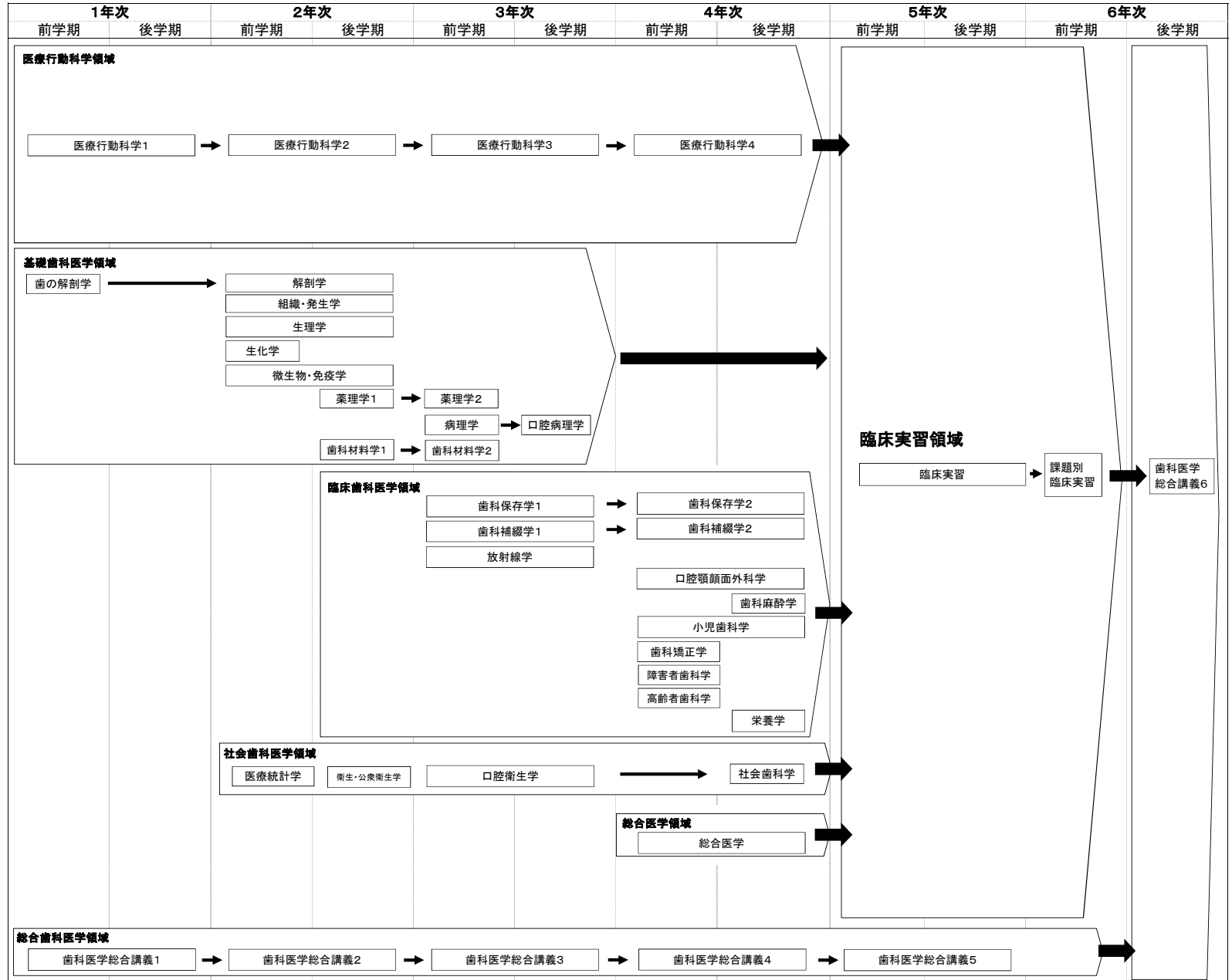
令和2年度施行カリキュラム 松戸歯学部 履修系統図（授業科目関連図）

科目群の学修・教育目標	関連DP
<b>医療行動科学領域</b> 歯科医師としてのプロフェッショナリズムを修得するための知識・技能を1年次から4年次まで一貫して学修。授業は総合講義で行われ、知識の修得だけでなく、学内外での体験学修を含め、社会から求められる医療人としての資質・人格を段階的に形成していく。	DP1 DP6 DP8
<b>保健体育科目</b> 健全な心身の維持・向上と、多くの実技実習等を通じて「社会性」の体得を目指した教育を展開する。	DP1 DP5 DP7
<b>教養科目</b> 歯科医師には専門知識・技術だけでなく、幅広い教養も必要という観点から、充実した教養科目群を設ける。	DP1 DP8
<b>全学共通教育科目【日本大学教育憲章コア科目】</b> ① 初年次教育科目「自主創造の基礎1・2」 日本大学教育憲章に示す「自ら考える」、「自ら学ぶ」、「自ら道をひらく」自主創造型パーソンの養成を目指した全学共通の初年次教育科目である。本学の理念、歴史を理解し、大学の学びに必要な能動的な学修方法の体得と学修習慣の定着を促進する。 ② 教養基礎科目「日本を考える」 本学の「目的及び使命」を踏まえ、世界との対比、過去や未来を見据えながら、日本の歴史・文化・社会・精神・自然・環境などを理解し、日本人らしさや感性を踏まえて、自ら世界に「日本」を発信することができる人材の育成を目指す。	DP1 DP8
<b>教養系領域</b> <b>（保健体育・教養・外国語・準備教育）</b> 保健体育科目では、歯科医師として心と身体の健康を管理できる能力を育成し、身体機能の維持・増進に加え、社会性の体得と自律した確かな人間性を高める。歯科医師には専門知識・技術だけでなく、幅広い教養も必要という観点から、充実した教養科目群を設ける。日本大学全学共通教育科目「自主創造の基礎1」、「自主創造の基礎2」、「日本を考える」では、大学での学びやこれからの生き方において必要な日本大学教育憲章に示す基礎的素養を学生個々が身に付けることを主眼とする。また、実社会との関連から教養を学ぶ意義への理解や自身の専門分野を学ぶ意義を高め、以後受講する科目等の成果の充実・寄与するものとする。準備教育科目の「物理学」「生命科学」「数学」においては、基礎歯科医学との関連性を重視した学修指導を行う。	DP1 DP2 DP6 DP8
<b>外国語科目</b> 「英語」を必修とする。昨今のグローバル化に伴い、歯科医学の学修及び臨床の場においては、英語をはじめとする外国語の技能（聞く、話す、読む、書く）修得も肝要である。コミュニケーションツールとしての外国語のみならず、歯科医学情報の収集・分析、文献購読、研究等を見据えた語学教育を目指す。	DP1 DP2 DP6
<b>準備教育科目</b> 「物理学」「生命科学」「数学」においては専門科目への準備のための科目と位置づけ、基礎歯科医学との関連性を重視した学修指導を行う。	DP1 DP3 DP4 DP7
<b>総合歯科医学領域</b> 複数の異なる専門分野の教員が1つのテーマにアプローチする統合型講義を展開し、各学年で修得すべき知識・技術を確認しながら、全人的歯科医師を育成することを目的とする。	DP1 DP5 DP8



令和2年度施行カリキュラム 松戸歯学部 履修系統図（授業科目関連図）

科目群の学修・教育目標	関連DP
<b>医療行動科学領域</b> 歯科医師としてのプロフェッショナリズムを修得するための知識・技能を1年次から4年次まで一貫して学修する。 <b>医療行動科学1・2</b> 1・2年次は、授業は統合型講義で行われ、知識の修得だけでなく、学内外での体験学修を含め、社会から求められる医療人としての資質・人格を段階的に形成していく。 <b>医療行動科学3</b> 【患者－医療者関係学／医療人間学】 3年次は、患者と医療者のあるべき関係について深く考え、付属病院における「患者付添実習」を通して自らが取るべき行動指針について学修する。 <b>医療行動科学4</b> 【医療面接・歯科臨床診断学／医療コミュニケーション学】 4年次は、医療面接を通して、医療情報収集し、最適な医療を行うために必要な診断までのプロセスや患者と良好な信頼関係を築くための医療コミュニケーションについて学修する。	DP1 DP6 DP8
<b>基礎歯科医学領域</b> 歯科医師になるためには、人体の構造とその詳細、人体の各部分の機能を十分に理解する必要がある。さらに、病気の原因や治療に用いる薬の作用なども十分に理解しておく必要がある。このような医学にとって基本的な知識は基礎医学とよばれ、専門的には解剖学、組織・発生学、生理学、生化学、薬理学、微生物・免疫学、病理学などの分野に分かれている。また歯科医学においては生体との関わりの中で材料学が重要な役割を果たしている。そこでこれらの科目目を系統的に学修し、生体の構造や機能について幅広い医学知識や実際の歯科治療の知識・技術修得へ向けての基礎知識を身に付ける。	DP1 DP3 DP4 DP7
<b>臨床歯科医学領域・社会歯科医学領域</b> からた全体についての医学的知識をもとに、歯科治療はどうかあるべきかという理論と具体的な治療法について学びを深める。歯の硬組織や周辺組織に関する疾患や、その欠損と障害、口腔顎顔面領域の軟組織や硬組織に発生する疾患や障害、発生、成長過程に発生する疾患や障害、また高齢者に特有の疾患や障害とその治療法を学び、多様な歯科医療対応を修得する。また歯科医療の社会における役割と公衆衛生への関与を学び、科学論文の理解に必要な医療統計学の基礎を学修する。さらに講義と実習を組み合わせることで、臨床実習にあたっての、医学・歯科医学の知識と歯科医療の実践との双方を併せ持つ能力を身につける。	DP1 DP3 DP4 DP7
<b>総合医学領域</b> 臨床実習前に、内科学・外科学などを主体とした医学分野を横断的かつ複合的に学び、「オーラルサイエンス(口腔科学)」を実践するための知識・技術を統合的講義にて身につける。	DP1 DP3 DP5
<b>臨床実習領域</b> 担当医の指導を受けながら、1年間をかけて医療現場の実務を修得します。患者さんと接することで、技術だけでなくとまらず、歯科医師としての態度、職業意識を身につける。	DP1 DP8
<b>総合歯科医学領域</b> 複数の異なる専門分野の教員が1つのテーマにアプローチする統合型講義を展開し、各学修で修得すべき知識・技術を確認しながら、全人的歯科医師を育成することを目的とする。	DP1 DP8



# 日本大学学則抜粋

【グレード・ポイント・アベレージに関する申合せ抜粋】

# 日 本 大 学 学 則 抜 粋

## 第 1 章 総 則

### 第 1 節 目的及び使命

第 1 条 本大学は、日本精神にもとづき、道統をたつとび、憲章にしたがい、自主創造の気風をやしない、文化の進展をはかり、世界の平和と人類の福祉とに寄与することを目的とする。

第 2 条 本大学は、広く知識を世界にもとめて、深遠な学術を研究し、心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする。

### 第 2 節 大 学 組 織

第 3 条 本大学は、学部及び大学院をもって、これを組織する。

(表省略・大学案内参照)

### 第 5 節 学 年 ・ 学 期 及 び 休 業 日

第 13 条 学年は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 14 条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

後学期 10 月 1 日から 3 月 31 日まで

第 15 条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

① 日曜日

② 国民の祝日に関する法律に規定する休日

③ 本学創立記念日 (10 月 4 日)

④ 春季休業 3 月 11 日から 3 月 31 日まで

⑤ 夏季休業 7 月 11 日から 9 月 10 日まで

⑥ 冬季休業 12 月 21 日から翌年 1 月 10 日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

### 第 6 節 入 学 ・ 在 学 ・ 転 部 ・ 転 科 ・ 転 籍 ・ 休 学 ・ 復 学 ・ 留 学 ・ 退 学 及 び 除 籍

第 20 条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

3 修業年限は、最低 4 年とし、在学年限は、8 年とする。

4 医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学部の修業年限は、最低 6 年とし、在学年限は、12 年とする。

5 前 2 項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、修業年

限を超えて在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

- 6 第3項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、本大学に3年以上在学した者（これに準ずる文部科学大臣の定める者を含む）が、卒業の要件として定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、その卒業を認めることができる。ただし、第21条第2項第1号から第4号の資格で編入学した場合は、この規定による卒業は認められない。

第21条 編入学とは、他の種類の学校を卒業した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学することをいう。ただし、大学を卒業した者又は大学に1年以上在学した者が、教育課程の一部を省いて途中から履修すべく本大学に入学する場合も編入学とする。

- 2 学部に編入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を持ち、本大学の編入学試験に合格した者とする。ただし、定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上編入学を許可することがある。

① 短期大学（専門職短期大学、外国の短期大学及び我が国における外国の短期大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（短期大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

② 高等専門学校を卒業した者

③ 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

④ 専修学校の専門課程で文部科学大臣の定める基準を満たすものを修了した者

⑤ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）を卒業した者

⑥ 大学（専門職大学、外国の大学及び我が国における外国の大学相当として指定された学校（文部科学大臣指定外国大学（大学相当）日本校）を含む）に1年以上在学し、編入学できる学部等が定める単位数を修得している者

- 3 編入学を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

- 4 編入学の選抜試験に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

- 5 編入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

- 6 編入学の年次は、2年次又は3年次とする。

- 7 編入学者の在学年限は、許可された編入学年次に応じ、第20条第3項又は第4項に定める在学年限から編入学年次数を控除し、それに1を加えて得た年数とする。

- 8 編入学者は、編入学年次の教育課程によって履修するものとする。

- 9 編入学者の既修単位は、低年次配当科目を優先し、原則として2年次編入学者は、40単位、3年次編入学者は、70単位を基準とし、認定することができる。

10 通信教育部における編入学については、別に定める規程による。

第 22 条 転部とは、所属する学部とは異なる学部（通信教育部内を含む）へ異動することをいう。なお、法学部における第一部及び第二部間の異動についても転部とする。

2 転科とは、所属する学部の異なる学科へ異動することをいう。

3 転籍とは、通信教育課程を有する学部において、同一学部の通学課程と通信教育課程の間を異動することをいう。ただし、通学課程と通信教育課程の間で異なる学部への異動については、転部とする。

4 転部・転科及び転籍できる者は、次の各号に該当する資格を持つものとする。ただし、定員に余裕があり、かつ、在学生の学修に支障がないと認めた場合に限り、選考の上、許可することがある。

① 本大学に在学中の者で、転部・転科及び転籍できる学部等が定める単位数を修得しているもの

② 人物及び在学中の成績が妥当な者

5 転部・転科及び転籍を願い出た者については、学部等の所定の手続によって願い出るものとする。

6 転部・転科及び転籍の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

7 転部・転科及び転籍の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

8 転部・転科及び転籍の年次は、2年次又は3年次とする。ただし、4年次への転籍（同一学科間）は、許可することができる。

9 転部・転科及び転籍した者の在学年限は、許可された転部・転科及び転籍年次に応じ、第 20 条第 3 項又は第 4 項に定める在学年限から転部・転科及び転籍が許可された年次数を控除し、それに 1 を加えて得た年数とする。

10 転部・転科及び転籍した者は、転部・転科及び転籍が許可された年次の教育課程によって履修するものとする。

11 転部・転科及び転籍した場合、既修の授業科目は、異動した課程の定める基準の範囲内において認定することができる。

12 通信教育部における転部・転科及び転籍については、別に定める規程による。

第 25 条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第 27 条 留学とは、本大学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第 28 条 退学とは、在学の中途において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続きにより、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願出によるもの。  
ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第 30 条に基づく除籍によるもの

④ 第 76 条及び第 77 条に基づく懲戒によるもの

2 第 36 条に基づく年度の GPA が 1.50 未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第 29 条 再入学とは、病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、当該学部等に再び入学することをいう。

2 病気その他やむを得ない事由によって退学した者が、その事由が解消し、当該学部等に再入学を志望したときは、退学前に在籍していた学科の定員に余裕があり、かつ在学生の学修に支障がないと認められた場合に限り、選考の上再入学を許可することができる。この場合には、既修の授業科目の全部又は一部の再履修を命ずることがある。

3 再入学できる者は、次の各号に該当するものとする。

① 本大学に原則として1年以上在学し、再入学しようとする学部等が定める単位数を修得している者

② 病気その他やむを得ない事由で退学した者

③ 人物及び在学中の成績が妥当な者

4 除籍によって退学になった者については、事情勘案の上、前項に準じて再入学を認めることができる。

5 再入学の学科については、原則として退学時の学科とする。

6 再入学を願出た者については、学部等の所定の手続によって願出するものとする。

7 再入学の選考に合格した者は、学部等の所定の期日までに手続を完了しなければならない。

8 再入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

9 再入学の年次は、退学時の学年次を原則とするが、修得単位数等の事情により年次を下げて許可することができる。また、学年末の退学者については、修得単位数等の事情により年次を上げて入学を許可することができる。

10 再入学者の在学年限は、許可された再入学年次に応じ、第 20 条第 3 項又は第 4 項に定める在学年限から再入学年次数を控除し、それに 1 を加えて得た年数とする。ただし、医学部・歯学部・松戸歯学部・生物資源科学部獣医学科及び薬学



部においては、在学年限を定めることができる。

- 11 再入学者は、再入学年次の教育課程によって履修するものとする。ただし、学則変更等の事情により再入学前の入学年度の教育課程によることができる。
- 12 退学前の既修単位は認定する。ただし、教育課程等の変更により、退学前の既修単位が認定されないことがある。
- 13 通信教育部における再入学については、別に定める規程による。

第 30 条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

### 第 7 節 履 修 規 定

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

第 34 条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

- ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
- ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
- ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかった者のために行う試験のことをいう。
- ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたとときに限り、これを行う。

第36条 学業成績の判定は、S、A、B、C、D及びEの6種をもってこれを表し、S（100～90点）、A（89～80点）、B（79～70点）、C（69～60点）、D（59点以下）、E（履修登録したが成績を示さなかったもの）をもって表し、S、A、B、Cを合格、D、Eを不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位数が与えられる。

- 2 第1項の学業成績の学修結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（Grade Point Average、以下「GPA」という）を用いることができる。
- 3 前項に定めるGPAは、学業成績のうち、Sにつき4、Aにつき3、Bにつき2、Cにつき1、D及びEにつき0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、総履修単位数（P又はNとして表示された科目を除く）で除して算出する。GPAは、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで有効とする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、履修登録後、所定の中止手続きを取ったものはP、修得単位として認定になったものはNと表示する。
- 5 GPA算出の対象科目は、卒業要件単位数に含まれる授業科目（単位認定科目としてNと表示された科目を除く）とする。
- 6 GPAは、学期のGPA、年度のGPA及び入学時からの累積のGPAとする。
- 7 通年科目は、学期のGPA算出の際には、後学期のGPAに算入する。
- 8 授業科目を再履修した場合、累積のGPA算出の際には、直近の履修による学業成績及び単位数のみを算入するものとし、以前の学業成績及び単位数は算入しない。
- 9 試験において不正行為を行った場合は、処分を受けた条件に基づき、評価をE、評価点はなしとして取り扱う。

第37条 各学部を卒業するために必要な最低単位数は、第2章教育課程及び履修方法に定めるところによる。

- 2 学生が許可を受けて在籍する学部以外の学部で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項に定める授業科目の履修については、別に定める。
- 4 学生が許可を受けて他の大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学で履修した授業科目の単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定は、学生が許可を受けて外国の大学又は短期大学に留学する場合、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 6 学生が許可を受けて行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修と

みなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。

- 7 学生が本大学に入学する前に大学、専門職大学、短期大学又は専門職短期大学において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 8 学生が本大学に入学する前に行った第6項に規定する学修は、当該学生が在籍する学部の授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
- 9 第2項、第4項、第5項及び第7項により修得したものとみなす単位並びに第6項及び第8項により与えることのできる単位は、合わせて60単位を超えない範囲で、卒業するために必要な単位数に算入することができる。

### 第8節 卒業及び学士の学位

第38条 第20条に定めた修業年限に達し、所定の授業科目及び単位を修得し、卒業した者に学士の学位を授与する。

第39条 前条の学位に付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。

松戸歯学部 歯学

(当該学部のみ記入他は省略)

### 第9節 学費及び貸給費

第40条 授業料その他所定の学費は、別表2の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

(入学試験要項参照)

第41条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第42条 試験料・論文審査料・その他各種の手数料等については別表2の定めるところにより納付するものとする。

第43条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第44条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

2 休学した学生に対しては、休学期間中の授業料を減免することができる。

第45条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別にこれを定める。

### 第14節 賞 罰

第75条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第 76 条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第 77 条 懲戒は、退学・停学及び訓告の 3 種とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者について行う。

- ①性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- ②学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- ③正当の理由がなくて出席常でない者
- ④大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

## グレード・ポイント・アベレージ (Grade Point Average = GPA) に関する申合せ【抜粋】

### 1 目 的

厳格な成績評価, 綿密な履修指導による卒業生の質の保証等のために GPA 制度を導入する。

### 2 成績評価基準

		素 点	評価	係数	内 容	成績表示
判 定	合 格	100～90 点	S	4	特に優れた成績を示したもの	S
		89～80 点	A	3	優れた成績を示したもの	A
		79～70 点	B	2	妥当と認められたもの	B
		69～60 点	C	1	合格と認められるための成績を示したもの	C
	不 合 格	59 点以下	D	0	合格と認められるに足る成績を示さなかったもの	—
無 判 定		—	E	0	履修登録をしたが成績を示さなかったもの	—
		—	P	—	履修登録後, 所定の中止手続きを取ったもの	—
		—	N	—	修得単位として認定になったもの	N

※ 成績評価は成績表の素点から導き出されるが, 履修登録したが成績を示さなかった場合, 成績表に素点は記載されず, 成績評価は E となり, 該当する係数は 0 となる。

※ 成績証明書では合格した授業科目の成績 (S, A, B 及び C) 及び認定科目 (N) のみを表示する。

### 3 計算式(算出方法)

- ① 授業科目担当教員から提出された成績表の素点から評価を導き出し, その評価に該当する係数に各授業科目の単位数を掛けたものがポイント数となり, ポイント数の総計を総履修単位数 (D, E の単位数も含める) で除したものが GPA となる。GPA は小数点以下第 3 位を四捨五入し, 小数点以下第 2 位までを有効とする。

なお, P (履修中止), N (認定科目) は GPA に算入しない。

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修単位数(D, E の単位数も含める)}}$$

- ② GPA 算出の対象科目は, 学科の課程修了に係る授業科目 (卒業論文・卒業研究・卒業制作を含む) とする。
- ③ GPA は, 当該年度の学期 (学期の GPA) 及び年間 (年間の GPA) 並びに入学時からの累積 (累積の GPA) とする。
- ④ 通年科目は, 学期の GPA 算出の際には後学期の GPA に算入する。
- ⑤ 授業科目を再履修した場合, 累積の GPA 算出の際には最後の履修による成績及び単位数のみを算入するものとし, 以前の成績及び単位数は算入しない。

以 上